別記様式第十七号の二中注12を注14とし、注８から注11までを一つずつ繰り下げ、注７の次に次のように加える。

８　金融商品関係

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

９　賃貸等不動産関係

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

別記様式第十七号の二記載要領１の表中「抱かせる」を「生じさせるような」に改め、

「

8　関連当	
9　一株当	
10　重要な	
11　連結配	
12　その他	

」を

「

8　金融商品関係	○
9　賃貸等不動産関係	○
10　関連当事者との取引	○
11　一株当たり情報	○
12　重要な後発事象	○
13　連結配当規制適用の有無	○
14　その他	○

」に、

「

事者との取引	○	○	×	×
たり情報	○	○	×	×
後発事象	○	○	×	×
当規制適用の有無	○	×	×	×
	○	○	○	○

」を

「

○	×	×
○	×	×
○	×	×
○	×	×
○	×	×
×	×	×
○	○	○

」に改め、同様式記載要領６注１を次のように改める。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

別記様式第十七号の二記載要領６注２⑸の前に次のように加える。

⑷　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

別記様式第十七号の二記載要領６注３に次のように加える。

⑹　同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

別記様式第十七号の二記載要領６注12中「注11」を「注13」に改め、同注を同様式記載要領６注14とし、同様式記載要領６注11を同様式記載要領６注13とし、同様式記載要領６注８中「重要性の乏しい取引」を「関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引」に改め、「⑴　関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。」を削り、同注を同様式記載要領６注10とし、同様式記載要領６注７の次に次のように加える。

注８　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注９　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

別記様式第十八号中「破産債権、更生債権等」を「破産更生債権等」に、同様式記載要領５中「「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」を「流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債」に改める。

別記様式第十九号中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に、「「完成工事高」を「完成工事高」に改め、同様式記載要領６中「「販売費及び一般管理費」」を「販売費及び一般管理費」に改め、同様式記載要領８中「が完成工事高」を「が「完成工事高」」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十七号の二は、平成二十一年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

告　示

○財務省告示第三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年一月十二日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年二月三日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七十八回）

二　号の法律の条項及び根拠　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十五条第一項及び第百三十六条第一項